

平成28年第6回定例会

小清水町議会会議録

平成28年第6回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年12月15日（木曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 認定第1号 平成27年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 意見案第11号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第12号 大雨災害に関する意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第13号 JR北海道への経営支援を求める意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第14号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)の提出について
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第65号 職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第66号 町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第67号 小清水町農業委員会の委員の定数に関する条例制定について
- 第13 議案第68号 平成28年度小清水町一般会計補正予算(第6号)について
- 第14 議案第69号 平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第15 議案第70号 平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第16 議案第71号 小清水町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 第17 議案第72号 小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者の指定について
- 第18 議案第73号 浜小清水公民館の指定管理者の指定について
- 第19 議案第74号 小清水野球場の指定管理者の指定について

出席議員（9名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町農業委員会会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	久保弘志君
建設課長	斉藤高広君
子育て支援課長	河西定博君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
農業委員会事務局長	久保弘志君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	服部まどか君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成28年第6回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
5番 工藤孝一議員 6番 大石誠示議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長。
はい7番、高橋隆文議員。
- 議会運営委員長（高橋隆文君）はい7番。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
本定例会を開催するにあたりまして、去る12月5日と本日議会運営委員会を開催し、定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が3名4件、町長から提出されております議案10件であります。
その内容につきましては、補正予算3件、条例制定3件、その他指定管理者の指定4件、意見（書）等も予定されておりまして、従いまして、一般質問及び提出議案の内容件数を判断いたしまして、本定例会の会期は12月15日の1日間とすることが妥当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
- 議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
- 事務局長（中野也寸志君）はい、諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したもので、その写しを配付しております。
教育委員会から平成27年度教育委員会の活動状況の点検及び評価等に関する報告書について報告がありましたのでその写しを配布しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について、報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

師走も半ばになり、暦も残すところわずかとなりました本日、平成28年第6回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには何かとご多忙の中、全員のご応召を賜り誠にありがとうございます。

皆さまには、日々小清水町の発展と町民の福祉増進のため、ご活躍いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本定例町議会に提案させていただきます案件でございますが、はじめに、条例関係でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う町税条例の改正など条例の一部改正2件、及び農業委員会等に関する法律の改正に伴う小清水町農業委員会の委員の定数に関する条例制定1件、次に、補正予算につきましては、9月補正予算編成以降の諸事情により必要が生じた事務・事業経費の追加などを主な内容とする、各会計補正予算3件、次に、指定管理者の指定につきましては、今年度末をもって指定期間が満了となり、更新を迎えます高齢者生活福祉センターなど4件の指定でございます。

以上、議案10件を提案することとしておりますので、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます。本定例町議会招集にあたっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配布しております報告書のとおりでございますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、前回よりの継続審査、認定第1号、平成27年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○議長（坂田秀昭君）3番、八木勝正副委員長。

○決算審査特別副委員長（八木勝正君）決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成28年9月第4回町議会定例会において本委員会に付託されました、平成27年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について、10月4日から5日までの間の2日間にわたり審査をしました。

審査にあたっては、審査要綱及び着眼点等に基づき、各会計決算書、主要施策事業費調及び決算審査意見書等により慎重に審査を実施したところであります。

その結果、平成27年度小清水町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計及び農業集落排水事業特別会計の全会計について、全員の賛成により、それぞれ認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算審査特別委員会審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

これより、前回よりの継続審査、認定第1号採決いたします。

原案に対する委員長報告は、認定であります。

平成27年度小清水町一般会計、小清水町国民健康保険特別会計、小清水町後期高齢者医療特別会計、小清水町介護保険特別会計、小清水町簡易水道特別会計、小清水町農業集落排水事業特別会計を一括して採決いたします。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号は、認定と決定いたしました。

◎意見案第11号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、意見案第11号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、大石誠示議員の説明を求めます。

○議長(坂田秀昭君) はい6番、大石誠示議員。

○6番(大石誠示君) はい6番、意見書案の提出について。

議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案の提出について。

国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保という観点からも地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

慎重審議のうえ何卒ご賛同いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第11号、採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第11号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第12号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、意見案第12号、大雨災害に関する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○議長(坂田秀昭君) はい3番、八木勝正議員。

○3番(八木勝正君) はい3番、大雨災害に関する意見書案の提出について。

本年北海道に上陸した、台風及び集中豪雨に伴う河川氾濫などで発生した甚大な被害に対し、迅速な復旧と今後の防災対策のための特別交付税による地方財政措置、道路や水道施設などのインフラや学校文化財等の復旧支援、河川改修への財政措置、強い農山漁村づくりへの措置、流木などの廃棄物の処理に必要な経費の財政措置、中小企業への資金繰り支援、災害に強い公共施設整備のための財政措置などを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

慎重審議のうえ何卒ご承認いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
意見案第12号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、意見案第12号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第13号

- 議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第13号、JR北海道への経営支援を求める意見書案の提出についてを議題といたします。
提出者、八木勝正議員の説明を求めます。
- 議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。
- 3番（八木勝正君）はい3番、JR北海道への経営支援を求める意見書案の提出について。
道民の重要な移動手段である公共交通機関としてのJR北海道の経営を自立させることを目的とした財政支援等を図ることを強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
慎重審議のうへご承認いただけますようお願いを申し上げます。
- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
意見案第13号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、意見案第13号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第14号

- 議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第14号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書案の提出についてを議題といたします。
提出者、八木勝正議員の説明を求めます。
- 議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。
- 3番（八木勝正君）はい3番、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書案の提出について。
医療介護現場の夜勤交替制労働における、労働時間の上限規制、勤務間のインターバルの確保、夜勤回数の制限、介護施設での一人夜勤の解消。そのための職員の増員や患者・利用者の負担軽減を要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

慎重審議のうえご承認いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第14号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第14号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に5番、工藤孝一議員の一般質問を行います。

はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい5番、先に通告してあります2点について一般質問させていただきます。

最初に産官学連携についてであります。

大学との連携協定で、昨年7月27日、町・町議会と北海道大学公共政策大学院が包括的連携協定を締結し、小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に寄与されました。

本町の恵まれた産業資源や水などの自然資源を活用した、新しい価値を創造する工学分野での研究・開発を進めるために、農商工業が北見工業大学・町と結束した形で連携協定を締結すべきだと思いますが、ご所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

大学との包括連携協定に関しましては、各大学が有する専門的分野の研究などを活かし、町の行政課題解消や将来展望を見据えたまちづくりなどを目的として実施しているところでありまして、平成27年7月27日に北海道大学公共政策大学院と、平成28年5月12日に東京農業大学と包括連携を協定し、それぞれの協定内容に基づき取り組みを進めているところであります。

ご質問にあります北見工業大学との包括連携協定の締結に関しましては、現時点では、大学側または本町から行政課題等解決へ向けた協議を実施していない状況にありますので、今後、個別具体的な事案に対し必要に応じて、北見工業大学や日赤看護大学など関係大学との連携を検討して参りたいと考えているものであります。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今町長の方から個別事案について今後あれば協議してきたいという旨のご答弁がありました。

先般10月29日、北見工業大学で、オホーツク地域創生シンポジウムが開催されました。基調講演については2名の方がされ、1人目は文部科学省の大学振興課長さん、2人目はJAこしみずの眞柳参事さんが講演されました。

私がこのシンポジウムに参加した理由なのですが、9月に小清水産直センターなどから小清水の人参の選果・輸送についての要請がありました。いわゆる共同研究の提案が私の方にありました。その内容については今言ったとおり人参の出荷と販売するときの極めて大きな障害となっており、病害の1つであります軟腐病についてであります。この病気は概ね毎年ですが8月20日頃から9月末まで、高温多湿で急激に軟腐病が発生して腐敗が進んでいきます。発病初期の病斑は、非

常に選果場では判別しにくく、選別が難しい状況です。この病気に感染した人参は、箱詰めして輸送し、スーパーに到着して常温に戻った途端に、病原菌が広がって腐敗を広げていきます。運送費をかけて送った先で腐れて廃棄される、こういった事案が例年多発しています。いわゆるクレームの発生であります。特に本年は、8月お盆明けの台風による被害、大雨の被害もありまして、この軟腐病菌の増殖があり、被害は甚大なものとなりました。

要請を受けた目的は、この軟腐病にマーカー、印をつけられないかという要請がございました。選果場で選別する折に、例えば病原菌に反応して発色するとか、蛍光するとか、何らかの印を付けることができれば、JAとの選果場でも、高齢者の多い80歳近い方々が半分です。そういう状況で選別作業の困難が、もしこれができれば大きく軽減されることとなります。

実はこの研究のお願いをですね、1番最初には、私の知り合いの東京農大の菅原優教授、網走キャンパスですけどもね、菅原教授にFAXでお願いしたところ、こういう問題は、北見工業大学でやってもらえるはずですよということ、そのことを聞いてこの地方創生のシンポジウム、地域連携のシンポジウムに私は参加しました。そしてその後ご意見も伺いました。このシンポジウムのディスカッションの最後に、地域との連携のために宿泊施設を利用した共同研究や、長期インターンシップ「実習体験」が望まれるという言葉がありました。

本町で平成30年3月末で閉校となる小清水高校の校舎利活用も計画に入れて、産官学連携に取り組む必要があると思いますが、再度所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

ただいま工藤議員から具体的に丁寧なご説明あったわけでございますが、当初私が答弁したとおり、具体的な事例がないままに連携協定をすることにはなりませんので、人参の軟腐病その他で工藤議員がそれぞれ対応しているやに今聞いたところでございます。そういった意味で今後必要があればですね、北見工大ばかりではなくて、日赤看護大を含めてですね、町の行政課題等についてですね、お互い意見交換しながら必要に応じて連携協定を結んでいきたいというふうに考えておりますので、今この時点で北見工大と連携協定を結びますというような答弁にはなりませんので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）私が今質問した中には2点あります。

1点は、今町長から答弁ありました産官学連携の要望であります。もう1点、閉校後の小清水高校校舎の5年、10年先に見込んだそういう計画も入れた、大学生も含めたそういう長期実習も計画に入れてはどうかという旨で先ほど質問の中に入れたつもりであります。

ここでシンポジウムのあと、シンポジウムのコーディネートをされた北見学長、高橋学長の補佐役をやっている蓮實先生という方が、特任教授ですがいらっしゃいます。その蓮實先生にお会いしまして、やはりその思いをお聞きしました。人参の軟腐病についても1次産業のそういった研究は大事だということで取り組みました。蓮實先生が1番小清水に思ってることは、7区の武道館の右手に建ってる、小清水町の開拓100年碑の碑文ですね、それが大変小清水の農家の想いを表していて、非常に素晴らしいというお話もありました。

ちょっと、あんまり長くないんで読ましてもらいます。

熊咆える、鬱林に挑んで大地を拓き、眠られぬ凜厳の夜を焚火で明かす、先人の艱労語り盡せず。
爾来百年、汗血の偉業町史に輝く。

我ら郷友挙って祖先の夢を継ぎ、若人らに託す、我が町小清水の発展を。

と、このような碑文が刻まれております。小清水町の私たち発展を考え、未来を拓く若い人にこれからのチャンスや仕組み、そういった施設をぜひ用意すべきだというふうに考えますが、もしございましたら、再度ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）小清水高等学校の閉校後の利活用に、産官学連携でそういった施設を利用しているかがかというご提案かと思いますが、現時点では、そのような考え方は全く持っておりません

ことを答弁させていただきます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）全く持っていらっしやらないということでございますので、今後地域の実情も十分見据えて協議されることを強く要望しまして、次の質問にいきます。

2点目ですが、就学援助事業について。

北海道教育委員会は、9月に就学援助事業を充実する内容での通知を市町村に出しています。その中で児童生徒が援助を必要とする時期「新入学児童生徒学用品費、修学旅行費など」に速やかに給与することができるよう、十分配慮するようになっております。

小中学生の入学準備金については、これまでの6月支給を入学前支給にすべきだと思いますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）就学援助事業についてのご質問にお答えをいたします。

学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されており、本町の就学援助事業においても無償化している給食費を除き、文部科学省が就学援助制度に定める11費目全てについて支給対象としております。

ご質問の本町における支給時期についてですが、例年、前期分は6月、後期分については11月、修学旅行、スキー、スケートの体育用具費については随時、必要とされる時期に支給を行っております。

このような中、本年9月30日付にて北海道教育委員会教育長より、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに給与することができるよう、十分配慮する必要があると通知されていることから、今後教育委員会といたしましては、早期支給に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今のご答弁で随時状況に応じて協議して参りたいということだったかと思うんですが、すでに今まで平成27年度までは、6月支給だったものを、28年度の予算の範囲で29年3月に支給することを決めた市町村が、北海道内には2市町ございます。室蘭市、そして管内の美幌町が前倒して3月支給、入学用品の件で、そのように決断されたと聞いております。

このように、実際に子どもの靴や制服、ランドセルで実際にお金がいるのは、もちろん入学前です。行政の都合でなくですね、生徒・父兄の児童の都合に合わせて、前倒して支給されることを再度強く要請したいと思います。ご見解をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）ただ今のご質問では、一部就学援助費を新1年生、中1に対する新入学用品の分について前倒して、当該年度ではなくて、前年度の3月末に支給をしてはどうかということなんですが、基本的には小清水町教育委員会についてはですね、あくまでも就学援助費については4月1日現在に在住する小学校新1年生、中学校1年生ということで判断をさせていただいております。また、就学援助世帯に対する判定についても、基本的には前年度の所得がどのぐらいあるかによってですね、援助費の対象とする基準を設けてますんで、これについてはオホーツク管内各市町村とも、だいたい支給が4月なんですよね。というのは、本町においても、町民税の確定賦課が6月になります。それによって前年度のその世帯の所得が正式に出るということで、基本的には前年度の所得が本当に大変だった家庭に対する就学援助を行うことで、今教育委員会もそういった指示を進めております。ただ、前年度の前倒しをするということになると、例えば美幌町にもちょっと今年度から対応すると聞いたんですが、これは当該年度予算措置してないんですよ、美幌町も。規定の予算の中から、一部流用してですね、前倒ししてやりたいということは、ちょっと担当の方から聞いてます。ただ、あくまでも当該年度の予算に計上してですね、当該年度に措置する町長の施策でございますので、その点まず趣旨をご理解いただきたいと思います。また、ちょっと調べた中では、九州の福岡市だとか、一部九州地方で新入学児の一部支給の前倒しは、実際昨年度

から実態が出てますんで、この点については事例を十分検討しながら、今後の課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

なお、6月支給については、できれば5月支給にですね、1ヶ月は縮めて支給をするように努力をして参りたいと考えております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）5番、工藤孝一議員の質問は以上で終了いたします。

次に、1番、下平正吾議員の一般質問を行います。

はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）先に通告してございます、道立小清水高等学校の跡地利用についてご所見をいただきたいと思っております。

今、工藤議員から多少重複する点もあろうかと思っておりますので、その点含めて所見をいただければ幸いと存じます。

存続を目指して小清水高等学校存続推進会議が立ち上げ、同窓会をはじめとする町民の皆様の努力もむなしく、道教委の指導の下、苦渋の選択を迫られたところでございます。

そこで跡地利用について、道教委と今後どのように協議され利用するかご所見をお伺い申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）小清水高校の跡地利用につきましては、本年7月に北海道教育委員会より、閉校後の校舎及び教員住宅の利用希望について照会がありまして、教員住宅につきましては、校舎東側の2棟6戸、及びパークゴルフ場に隣接している5棟12戸のすべての教員住宅について、町が取得する意向を示しているところでございます。

校舎等につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において取り組むこととしております、オホーツク農業担い手養成学校の立ち上げに適した建物であるのか否かも含めて、現在JAで検討中とのことでございますので、方針が決まりましたら、道教委と協議して参りたいと考えております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）まだこれからJAとの協議が、含めて進めてくという考え方でございますけれども、JAから見ればですね、町が、これあの私確かめたわけではないですけど、ちょっと耳に挟んだんですけども、町からお断りの通知があったと、非常に残念だという話がございます。その点も含めてまた後で答弁いただきたいんですが、先ほど町長が申し上げていただいた、オホーツク農業担い手支援学校という言葉も出てきましたけども、これは本年度、平成28年にそれぞれ調査・準備期間という考えでございますので、その辺もですね、どの辺まで進んでるのかと、話し合いが。どういう考え方でいるのかも、ちょっと再度お聞きしたいと思っておりますのでよろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）今のご質問でございますが、どういう情報を下平議員が聞いてられるのか、その辺は全く分からないところでございますが、私は農協組合長とですね、今、担い手学校で使えるもんなのかどうかという調査をしてるんで、その答えを待っているというところでございます。

なんか町からお断りをされたとかっていうのは、ちょっとよく意味が分からないんで、この点についてはお答えを控えさせていただきますが、いずれにいたしましても、校舎・屋内体育館・柔道・剣道場につきましても、いずれも昭和59年に改築されまして、すでに32年が経過されているところでございます。閉校後に利用するとなると、大規模な改修が必要な状況となっております。また、町が公共用として利用する場合は無償で譲り受けることができますが、例えば民間の方が利用する場合は有料と、まあ有償というんでしょうかね、というふうに聞いております。そういったことでですね、農協がそういった施設に使えるのかどうかということを今、専門家をお願いして検討中と聞いておりますので、その答えを待ってから対応したいと考えておりますので、町がお断りしたということは、全くよく分からない話ですんで、お答えは差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）町長が、そういうことはないという話でございますので、それはそういうことで受け止めておきたいと思えます。あとで、JAとも情報としていただこうかなと思っておりますけれども、町長の言ってる方が正しいかなと感じます。

ところで、教員住宅の12戸については、これはあくまでも無償でいただけるということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）教員住宅につきましては、もともと土地・建物を含めて、それは北海道教育委員会が取得したものですから、それは有償というふうに聞いております。で、有償ですから、建物だと残存価格で査定されるんでしょうし、土地だとしたら、近傍地の土地価格、そういったことも含めて算定されるんでしょうけども、無償ではないというふうに聞いております。ただ、価格はまだどのぐらいということは分かりませんが、有償で譲り受けるということを理解しております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）私は当初小清水町立高等学校から、道立に昇格して道立小清水高等学校というのができたと聞いてございます。私も小清水高校の2期生で卒業されてますけれども、本当に町民の1人として高校が無くなったということは、非常に寂しいです。これも時代の流れで仕方なく我々も選択せざるを得なかったというのが事実でございます。

そんなことで、北海道にもこの旨やっぱりきちっと町長・教育長が行って伝えてですね、できる限りやっぱり町の負担がないように、例えば施設が受けられても無償だとか、それから、一部例えば更地にするとかという問題も、これから町費が先にどれだけかかるか分からない状況にあるわけですから、そんなのも含めてですね、道に要請していただきたいということです。

町長はどのように考えているか、ちょっとお話しをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。林町長。

○町長（林直樹君）先ほどの職員住宅の取得について、私の答弁一部誤ってましたので、訂正させていただきます。

職員住宅が建っている土地については、元々小清水町から無償でいただいたところですから、土地は無償でいいです。で、建物は職員住宅は道教委が建てたものですから、それは有償ですということですので、私両方有償と言ったんで、建物だけ有償というふうに理解をしていただきたいと思えます。

それから、高校が色んな理由から、端的に言えば10年以上網走から来る方に色々支援しながら高校存続についてですね、町は町として努力をして参りました。多い時で1300万ぐらい毎年町費を使って、網走からの高校生を小清水に迎え入れて、なんとか小清水高校を今まで存続して参りました。こういった制度をしていなければ、もうすでに数年前に小清水高校は廃校になっていたと思います。そういう意味で、色々努力はしたけども最終的に地元の小清水高校に入学する生徒が少ないというようなことですね、廃校せざるを得ないという苦渋の決断をさせていただいたのは、本当に私も辛かったし、町民の皆さん方もそれは辛い思いだったと思います。しかしながら、入学する子どもがいなくて高校だけ残すということにもなりませんし、私は高校はある程度の規模の中で教育すべきだという考え方私は持ってますんで、8人・10人でもいいんじゃないかという意見

もありますけども、そういう意味で苦渋の選択をさせていただいたということでございます。そういった意味です、高校を廃校にしたのは北海道教育委員会ですけども、元々道教委は生徒がいれば廃校にする必要はないわけですし、これあまりにも道教委が悪いんだと、あんたたちの責任だということにもならないと私は思っております。そういった意味です、今後高校の跡地の利活用含めて、もし仮に町が取得するということにもしなければですね、色んな努力はしなきゃならないというふうに思っておりますが、全て無償のなるのかどうかということも含めて難しい問題ありますけども、下平議員のおっしゃったようなことについては努力をして参りたいというふうに思っております。ただ、今のところどうするかというのは、住宅以外は決まってないものですから、今後農協の答えを聞きながら慎重に検討して参りたいというふうに思っています。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾議員）町長も同じ想いだということでございますので、これから期待していきたいと思っております。ただ、先ほど下は町が無償提供したから還しますよと、上は道が造ったから道のもので、それは有料にしますと言ったと。したら、下は町に来るなら上ちゃんと片付けよということになれば、これ膨大な、なんていうか廃校処理だと私思うんです。私分かんないんですけど、何億かかるんでないかなという気はします。全部やるったら。その辺も含めてね、やっぱり道と折り合いをつけて、なんとか上手く処理をして使えるものは使っていく。それから、農協が本当にその気があるのであれば、きちっと担い手対策にして使えるものであれば使って、農協と十分検討して、どうしてもやらないものはこれは仕方ないですから、これはやらないとこで一線引かんきゃならんけど、その辺やはり私もちょっとさっき言いましたけど、あんまり農協と町の関係が上手くいくようにちょっと努力していただきたいなど、そのように考えてございます。

それで、先ほど担い手養成学校の今年についてのどういうとこまで進んでるのか、その話を説明をしてくれという話をしたんですけども、先ほど町長がお話した程度というふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

答弁を求めます。久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）はい、プロジェクトの事業推進状況を私の方からご説明をさせていただきます。

プロジェクトにつきましては、3点ございまして、請負型農作業支援事業、農福連携事業、で今お話のありますオホーツク農業担い手養成学校この3点で事業をそれぞれ地方創生加速化交付金、又は推進交付金を活用し、事業推進をしているところでございます。具体的には、本年度請負型農作業支援事業につきましては、今現在2名ほどのスタッフを採用いたしまして、実証実験等々しているところでございます。また、農福連携事業につきましても、実際に農家さんの方のご協力をいただきながら障害者さんの受入れ、選果作業等を含めてですね、そういう実証実験をしつつ今事業を推進しているところでございます。で、これら事業の結果によってですね検証し、また新年度に向けて更に前に進めていくという状況でございます。で、請負型農作業支援事業につきましては、概ね今の状況としては、新年度平成29年度からですね、組織を立ち上げまして、なんとか進めるようなことで今JAさんと協議をしつつ進めている状況でございます。で、最後にオホーツク農業担い手養成学校でございますが、状況としては調査業務が主でございまして、実際に小清水高校を利活用した場合にどのような修繕等々が必要であるのかというようなことを調査しているところで

ございます。具体的には、このまま高校として活用した場合については概ね5億円程度の修繕が必要であると、また、そうではなくそのまま利活用するにしてもですね、やはり修繕が必要であるというようなことから、詳細な調査ではなく過去の設計書等々、あと目視による調査によって修繕費用がどのくらいかかるというようなことで調査を今現在進めているところでございます。で、いずれにしても多額の修繕費用はかかるであろうという部分の結果が出てきているところでございます。また、ランニングコスト等についてもですね、ある程度試算をしている状況でございます。ですので先ほど町長からもありましたとおり、これらの状況を踏まえた中でですね、結果を踏まえた中で高校が活用できるのか、できないのか、また一方では高校を活用せずにこの担い手養成学校、新たに設置するなり既存の施設の有効活用、それらの何点かのメニューをですね、メニューと言いますか、形を一応作り上げてまして、その中でどれが1番最良であるのかというようなことを今検証している状況でございます。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これを以て、1番下平正吾議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番中村俊之議員の一般質問を行います。

はい9番。

○9番（中村俊之議員）モンベルとの協定によるこれからの町の構想についてお伺いします。

町は、人口減少の抑制や新たな町の魅力を町内外に発信する事とした、小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種取り組みを行っている所ですが、この取り組みの一つとして、交流人口の拡大を目指した新たな観光振興策として、バードウォッチングを起爆剤としたインバウンド受入プロジェクトを実施しています。

9月10日、アウトドアブランド企業モンベルと連携協定を締結し、自然環境の保全と地域経済の活性化を両立させた町づくりを進める事としていますが、小清水町を知ってもらう事や実際に来て頂く為に国内外に知名度を有するモンベルとの連携協定は将来に向けて大きなチャンスだと考えます。

そこで、来年度以降に考えられる今後の具体策についてお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

株式会社モンベルとのフレンドタウンの登録に関しましては、本町の地方創生総合戦略に基づく交流人口拡大プロジェクトの一環として、観光情報の提供やプロモーション活動、本町の優れた自然環境を活かしたアウトドアスポーツの振興に対して相互間協力を行い、観光の振興及び地域経済の活性化・自然環境の保全などを目的として取り組んでいるものであります。

ご質問にあります、モンベルと連携した今後の具体的な取り組みに関してであります。本年度における地方創生推進交付金を活用し、本町のアウトドアにおける活動プランの策定について、モンベルの協力をいただきながら、バードウォッチングのみならず、オホーツク海や藻琴山までを含んだ本町の自然環境をフル活用し、オール小清水としてどのような取り組みや可能性があるのか調査しておりますので、その調査結果に基づき具体的なプランが策定されることとなっており、その策定された各プランに基づき、具体的な事業を実施する予定としているところであります。

この策定されるプランにより、今まで以上に観光客の入り込みが見込まれる他、町内活動ルートの設定により交流人口の拡大のみならず、本町住民の健康づくりに利活用できることや、この他にも、例えば、オホーツクの村との連携により、子ども達の自然体験学習の充実や一般町民を対象とした社会教育活動の更なる展開ができるなど、施策体系の広がりとその効果に期待を寄せているものであります。

株式会社モンベルとの連携を契機として、今まで以上に魅力あるまちづくり施策の展開に寄与して参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）今回のこの件に関しましては、町民に色んなこと聞かれるんですが、アウトドアに興味のない人やモンベルについて詳しく知らない町民には理解を得られてない部分というのが、多少あるんです。

私としては、町長も言っていましたように小清水の海や山、湖など、自然環境をフルに活かした町づくりの構想には非常に期待をしています。

しかし、先ほど言いました理解を得られていない町民にも、子ども達の社会教育や健康推進など様々な波及効果があるということを周知し、理解してもらう必要があると思われま

す。この件に関して所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）ただいま中村議員からご提案のありました内容についてはですね、今後社会教育を含めてPRをして町民に広く理解を求めていく作業はしなきゃならないというふうに考えております。

中村議員がご指摘されたように、アウトドアに興味がない方はモンベルって一体何なんだという、単純にそういうお考え方も私は町民の多分3分の1以上はそういう方がいるんじゃないかというふうに考えております。モンベルとの協定の調印をしたからといって、即どうのこうのということにはなりませんけども、これはやっぱり時間をかけてですね、町民の中に広く浸透していかなければならないというふうに考えているところでございます。

モンベルとの内部協議の段階ではですね、モンベルでは全国的にSEA TO SUMMITというようなことまで、全国で今年9箇所ほどやっております。会長さんは将来、小清水町でもそういったサミットをできるようにしたいなというお話も一部聞いておりますので、来年即できるということにはなりませんけれども、将来に向けてですね、広く町内外の皆さん方に小清水町の自然に触れ合っていただけるという、浜小清水から藻琴山までと、そういったようなことで色んな活動を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）以上で通告の一般質問は終了いたしました。

これを以て一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第65号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第65号、職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第65号職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

改正内容につきましては、育児休業法など関連法律の改正に基づき、育児又は介護の対象となる子どもの範囲拡大、及び介護休暇の分割化と介護時間休暇を新たに設けるものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

はじめに、第1条関係でございますが、第5条の2、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務につきましましては、対象となる法律上親子関係のある子どもに、民法上の特別養子縁組成立前の監護期間中の子どもと、児童福祉法上の里親に委託されている子どもを加えるものでございます。

つづきまして、3枚目、第11条介護休暇につきましましては、要介護者の介護を必要とする場合、現行では連続する6ヶ月の期間内において1回のみ取得できる休暇となっておりますが、これを通

算して6ヶ月を超えない範囲内において3回まで分割して取得できるよう改めるものでございます。

つづきまして、第11条の2、介護時間につきましては、職員が介護のため連続する3年の期間、1日につき2時間まで取得できる休暇を新たに定めるものでございます。ただし、介護休暇と同様に介護により勤務しない時間については、給料を減額する内容となっております。

つづきまして、次のページの第2条関係につきましては、これは児童福祉法の改正に伴い養子縁組里親が定義付けされたことに伴う文言の改正でございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日からの施行となりますが、第2条関係につきましては、児童福祉法の改正日とされています平成29年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第65号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第66号、町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第66号、町税条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案の16ページでございます。

この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されておりますが、平成29年1月1日以降の施行分に係るもの、その他法律の改正に伴う所要の改正を行なうものでございます。

説明に当たりましては、別途配付しております町税条例の一部改正の概要及び新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますが、まず、資料の条例改正の概要（1）の延滞金額の計算期間の見直しでございますが、これは納期限後に納付された税金などに係る延滞金について、計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う規定の整備でございます。具体的には、当初に申告した税額から、減額更正されたものが、その後の修正申告により増額更正となった場合、その増額分の延滞金については、一定の期間を控除して計算することとしたものでございます。この見直しによりまして、第19条の延滞金の規定、以下、第43条、第48条、第50条で、個人の町民税及び法人の町民税に係る延滞金の規定を改正しております。

新旧対照表では、1ページから8ページ中段までの部分でございます。

次に、附則第6条の改正でございますが、資料の（2）、新旧対照表の8ページ下段でございますが、これは医薬品の購入費に関する医療費控除の特例を定めるものでございまして、特定一般用医薬品、いわゆるスイッチOTC薬といいますが、これは、医療用医薬品から薬局で購入できる市

販薬となったものでございまして、その購入費の年間1万2千円を超える額を、新たに控除できることとしたものでございます。これは、控除できる期間が、平成29年から33年までの購入費に限られておりまして、町民税の控除では30年度からとなりますが、控除の上限が8万8千円、つまり購入費で10万円までと定められております。また、この特例の適用を受ける場合には、従来からの医療費控除の適用を受けることはできないという規定となっております。

次に、附則第20条の2及び20条の3の改正につきましては、資料の(3)、新旧対照表の9ページ以下の部分でございまして、外国に居住する方の所得税に関する法律が改正されたことに伴う規定の創設及び改正でございまして。

今回の法律の改正は、主に台湾との協定に基づき、二重課税を回避するための特例でございまして、条例においてこの取扱いを規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第66号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第67号、小清水町農業委員会の委員の定数に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第67号小清水町農業委員会の委員の定数に関する条例制定について、ご説明を申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

農業委員会等に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されたところでございます。

主な改正内容といたしましては、1点目に農業委員の選出方法が選挙による公選制から、議会の同意を要件とする町長の任命制になったこと、2点目には農業委員とは別に農地利用の最適化を推進するための活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されたところでございます。このうち、選出方法が改正された農業委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定により、政令で定める基準に基づき条例で定めることとされておりますことから、現行の小清水町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止し、新たに本条例を制定のうえ委員定数を定めるものでございます。

現行の農業委員定数は、公選による委員10名に加え、議会推薦3名、農業協同組合推薦1名、農業共済組合推薦1名の合計15名でございます。

農業委員会といたしましては、現行委員の活動状況、委員の担当地域割等からして現行定数で支障はないこと、また、新たに創設された農地利用最適化推進委員は委嘱する必要はないものと判断されておりますことから、この意見などを参考といたしまして、本条例において委員定数を現行と同数の15名と定めるものでございます。

最後に附則でございまして、第1項として施行日を公布の日からとすること、第2項として現に

在任する農業委員に係る経過措置を規定すること、第3項として現行の小清水町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止することについて、それぞれ規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第67号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号 乃至 議案第70号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第68号乃至、日程第15、議案第70号、平成28年度小清水町一般会計補正予算第6号について、平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算第3号について、平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今一括上程されました議案第68号乃至議案第70号、平成28年度小清水町各会計補正予算、始めに議案第68号平成28年度小清水町一般会計補正予算第6号について、ご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2170万3千円を追加し、予算の総額を53億3191万9千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の追加ですが、今年度末をもって契約が終了し、更新を迎えます小清水町高齢者生活福祉センター、浜小清水公民館、小清水野球場の3件の指定管理事業につきまして、平成29年度から5カ年間の期間について、それぞれ限度額を設定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更ですが、除雪機械購入事業債の事業費確定に伴いまして限度額を変更するものであります。

12ページをお願いいたします。

歳出予算についてですが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに、2款総務費ですが、1項総務管理費は、3目会計管理費、23節償還金利子及び割引料で、森林整備加速化・林業再生事業費補助金を活用し実施した町有林整備事業に対して交付された震災復興特別交付税について、交付額と実績額の差額分の取扱いに関し、平成28年度省令において返還制度が新設され返還義務が生じたことから返還金35万9千円追加、6目企画広報費は、モンベルフレンドタウン登録に係る歓迎ムードの醸成や周知の徹底を行うため、11節需用費において横断幕等購入に係る消耗品費18万3千円、18節備品購入費においてモンベルPRキャラクター購入費76万3千円それぞれ計上、8目交通対策費、19節負担金補助及び交付金は、網走バスの路線維持・運行補助といたしまして1015万3千円追加、総務管理費合わせまして1145万8千円追加計上。

3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料は、年度末等における住民異動時の混雑解消を図るため住民基本台帳ネット端末を1台増設することとし、住民基本台帳ネットワークシステム統合端末増設業務委託料47万6千円追加。

次のページになります。

4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費及び3目海区漁業調整委員会委員選挙費につきましては、いずれの目におきましても各執行経費の実行減であり、4項選挙費合わせまして135万4千円減額計上するものであります。

次のページになります。

3款民生費は、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、国の補正予算により措置された経済対策臨時福祉給付金事業を年度内に実施することとし、事務費といたしまして、7節賃金から13節委託料まで合わせまして124万8千円追加、19節負担金補助及び交付金で、経済対策臨時福祉給付金を1305万円追加するほか、同じく19節で居宅介護支援事業所開設に係る社会福祉協議会への法人運営費補助金275万4千円計上、7目地域安全対策費、15節工事請負費は、小清水市街地区防犯カメラ設置工事請負費の執行残31万5千円減額、9目高齢者生活福祉センター費、11節需用費は、機械室温泉加圧給水ポンプについて、新年度予算において計画更新を予定しておりましたが、動力版警報が多発することから、年度内修繕を実施することとし建物等修繕料151万2千円追加、1項社会福祉費合わせまして1824万9千円追加計上するものであります。

次のページになります。

2項児童福祉費、5目へき地保育所費、7節賃金は、職員の休暇代替等に対する賃金に不足が見込まれることから、臨時保育士賃金34万3千円追加計上をするものであります。

4款衛生費は、1項保健衛生費、5目環境衛生費で、13節委託料及び15節工事請負費において、それぞれ執行残を減額することとし、合わせまして60万5千円減額計上するものであります。

次のページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金は、担い手確保・経営強化支援事業として事業採択のあった強い農業づくり事業費補助金1019万2千円追加計上する他、5目農業農村基盤整備推進費において、補正額はありますが、農業水利施設整備事業において、特定財源として計上しておりました地域づくり総合交付金が確定したことによる財源内訳の変更をしております。詳細につきましては、主要施策調においてご確認いただきますようお願いいたします。

次に7款商工費は、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金で、年度内執行に不足が見込まれる地域経済活性化事業費補助金120万円追加、3目観光振興費、19節負担金補助及び交付金は、翌年度におけるモンベルフレンドタウン登録に要する費用が、前年12月末締め請求となることから登録負担金64万8千円追加、商工費合わせまして184万8千円追加計上するものです。

次のページになります。

8款土木費は、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、13節委託料で、本年度施工の改良・舗装2路線等の道路台帳補正業務委託料121万円追加、18節備品購入費は、ロータリ除雪車及びホイルローダー購入に係る除雪機械購入費において、購入金額確定により1690万9千円減額計上、3項住宅費は、1目住宅管理費、11節需用費で、年度内執行に不足が見込まれる建物等修繕料160万円追加計上するものであります。

次に、10款教育費ですが、3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費は、中学校敷地内道路補修工事請負費の執行残35万6千円減額。

次のページになります。

5項社会教育費、2目社会教育振興費、13節委託料は、年度内執行に不足が見込まれる社会教育バス運行业務委託料65万1千円追加、6項保健体育費、13節委託料は、9月定例町議会において補正予算計上を行ったオホーツクこしみずマラソン調査設計・運營業務委託料について、プロポーザルを実施した結果として、補正予算計上時には把握できなかった課題が多く見られたことか

ら、総合戦略推進会議において新たな課題等を含め再検討を実施することとしたため540万円減額計上、19節負担金補助及び交付金は、年度内執行に不足が見込まれる社会体育指導者等派遣（費）補助金30万円追加、保健体育費合わせまして510万円減額計上を行うものです。

続きまして歳入予算ですが、9ページにお戻り下さい。

始めに、13款国庫支出金は、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で、経済対策臨時福祉給付金事業費補助金1429万8千円追加計上。

14款道支出金は、2項道補助金、1目民生費道補助金で、地域生活支援事業等について新たに交付決定となった地域づくり総合交付金50万3千円追加計上、3目農林水産業費道補助金は、農業水利施設整備事業において減額決定のほか新たに交付決定となったエゾシカ対策事業を合わせまして地域づくり総合交付金193万円減額計上、強い農業づくり事業費補助金は新たな事業採択分として1019万2千円追加計上、道補助金合わせまして876万5千円追加計上するものであります。

16款寄附金は、網走地区森林組合の創立10周年記念事業として、組合構成市町に対して一律寄附を実施することから、農林水産業費寄附金130万円追加計上するものでございます。

次のページになります。

18款繰越金は、財源調整といたしまして1324万円計上。

20款町債は、4目土木債において、除雪機械購入に係る事業費確定に伴い、除雪機械購入事業債1590万円減額計上するものであります。

なお、19ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙費の補正に係る人件費減額分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第69号介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

補正予算書23ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、保険事業勘定において24万9千円を追加し、保険事業勘定の予算総額を、5億7924万7千円とするものでございます。

30ページをお開き下さい。

はじめに歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は、平成30年度を初年次とする次期第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、生活支援や介護予防の推進などに必要な社会資源を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施するにあたり、今年度内の調査表の発送及び回答の返送に係る郵便料としまして、通信費13万7千円を追加計上するものです。

3款1項地域支援事業費は、地域包括ケアシステムの構築に向け、平成29年度より実施していく総合事業への移行準備としまして、各種研修会等の開催に必要な経費を追加、組み替え計上するもので、はじめに、1目介護予防事業費では、町民の自主的な地域支え合いへの理解の促進、普及を図ることとし、事業開催に係る消耗品、新聞折込料の不足分追加に、包括的支援事業への組み替えによる報償費の減額を差し引き、8千円の減額を、2目包括的支援事業費では、医療・介護に携わる多職種間の連携及び技能向上を図る研修事業の開催経費としまして、講師等の派遣に係る報償費において、介護予防事業報償費から組み替えを含めた12万円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして28ページをお開き下さい。

3款2項道補助金は、介護予防及び包括的支援事業における研修会等の開催経費の補助としまして、地域ケア会議定着等支援事業費補助金36万円追加のほか、7款繰越金において、財源調整としまして11万1千円を減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）続きまして、議案第70号平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の32ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ89万8千円を追加し、予算の総額を3億3438万1千円とするものでございます。

37ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、主要施策調の8ページを合わせてご覧願います。

2款2項1目建設改良費で、施設機能強化対策事業の実施にあたり、必要となります農業集落排水事業効果算定資料作成業務委託料を74万6千円追加。

また、19節の北海道土地改良事業団体連合会負担金の額の確定に伴い15万2千円追加計上するものであります。

次に、歳入でございますが、35ページにお戻り願います。

まず、2款1項1目農業集落排水事業費道補助金ですが、施設機能強化対策事業費の変更に伴い37万2千円追加。

5款繰越金は、財源調整といたしまして52万6千円追加計上するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第68号質疑を受けます。

はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、17ページの土木費の住宅費の中の住宅管理費がですね、160万円補正で増額になっておりますけど、併せて1490万ぐらいなってるんですけども、これのですね、だいたいどいったところを修繕されたのか内訳についてちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）今年度当初予算で592万7千円計上したものでございますが、現在の執行済額といたしまして492万円ほど執行しております。例年80件程度住宅・・・。

ただいまご質問にありました住宅管理費の関係で、建物修繕160万円ほど計上させていただいております。

当初予算といたしまして592万7千円計上させていただいたところでありますが、すでに執行済額といたしまして492万円ほど執行しております。これにつきましては、例年公営住宅、各住宅の修繕、その他共用部分の修繕、あと敷地の街灯の球の取り替えとか色々ありますけども、これらにつきましては現在492万円執行しております。残り100万円程度しか残がないところであります。不足が見込まれるという中で、後期分でございますが、すでに頼まれている修繕6件ほどございます。これが約90万。その他にも下半期必要となる共用部分の小破修繕の含めて70万、その他入居替え等もございますので、100万。併せて、今年度不足額といたしまして260万円、今後執行見込額として260万円ほど予定しております。今年度の当初の残100万差し引きまして、差し引き160万円を計上させていただいたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）すいません、ちょっと私今説明の中で私が勘違いなのかもしれませんけども、説明の中の数字がですね、なんか合わないような気がするんで、もう1度ご説明していただいてもよろしいでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）すいません、理解できませんでした。

それですね、ちょっとお尋ねしたいのがですね、この住宅管理費に関しては、ある程度年数が来ればどうしても修繕ってかかってくると思うんですけども、完全に使用不能になる前に予め年数ごとに修繕をかけていくことによって、修繕費用が軽減されるのではないのかなというふうには私と考えておりますので、その辺についてのお考えについてちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）住宅の外構関係は、当然早めの修繕することによって経費が削減されるというような効果も期待できますので、そういった計画を立ててやっていきたいと思いますが、あと中の関係は既に入居者入っておられるところがございますので、その傷み具合も個々によって違いがあると思いますので、その都度連絡をいただいて中を点検していただいた中で修繕を行っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）他に質疑のある方。

はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい7番。

一般補正の関係の12ページなんですけど、2款6目の18節の中でですね、これモンベル関係と理解していいのか、備品購入費の関係でですね、キャラクターの話でましたけども、これ町とこのことを指してるのか、新たなモンベル関係のキャラクターのことを指してるのか、ちょっとあと説明願います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）18節備品購入費の内訳でございますけども、先ほど予算の提案説明でも申し上げましたとおりモンベルのフレンドタウンの登録にかかる歓迎ムードの醸成、それから町内外へのPR発信ということで、特に備品購入費に関しましてはモンベルのマスコットキャラクターの購入、クマのぬいぐるみ2体をですね購入し、役場前それから道の駅に設置することとして計画してうる予算計上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第68号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、質疑を受けます。

はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。

30ページの歳出、3款1項2目の包括的支援事業費の中の事業費で、この報償費の使う方向が技能性向上対策というふうにご説明があったので、参考までにどういう技能性向上対策等に使われる

のか、ちょっと説明お願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）包括的支援事業の技能強化ということで、医療・介護との連携事業の報償費追加させていただきますが、総合事業に向けてですね、病院の訪問看護の訪問看護師さん、社会福祉協議会の訪問ヘルパー、デイサービスの職員ですね、それとうちの地域包括、介護の居宅介護支援事業所のケアマネージャーと連携する中で様々な課題が色々と見えてくるところでありますので、総合事業を円滑に且つより良いサービスとしていくために、専門の講師を招いて多職種間で様々な知識を上げ、また技能向上に繋がるような研修を開催していく予定としております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。はい、他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第69号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第70号、採決いたします。

原案のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第70号、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第71号、小清水町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第71号、小清水町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

議案書29ページになります。

高齢者生活福祉センターにつきましては、平成26年度より指定管理者制度を活用し、施設全体の管理・運営を行うことにより高齢者の福祉増進を図って参りましたが、本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となるものでございます。

このことから、現在の受託者であります小清水町社会福祉協議会と指定管理継続に向けて協議・検討を行った結果、公共的団体による本施設の適正な管理運営がなされ、効率的な利用の促進が図

られているものと判断し、引き続き、同協議会を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、小清水町字共和13番地の3、社会福祉法人小清水町社会福祉協議会会長由井崇氏を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、ご提案申し上げるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第71号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号原案のとおり可決されました。

◎議案第72号 乃至 議案第74号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第72号乃至、日程第19、議案

第74号、小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者の指定について、浜小清水公民館の指定管理者の指定について、小清水野球場の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君）ただいま上程されました、議案第72号乃至、議案第74号について一括してご説明を申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

はじめに、議案第72号小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者の指定についてでございますが、両施設につきましては、平成26年度より指定管理者制度を活用し、施設の管理運営を行っておりますが、本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となりますことから、指定管理者の指定にあたり、プロポーサル方式による公募を行ったところ、町内2社から申請がありましたが、その後1社の辞退届けが出されたことから、去る11月30日1社によるプレゼンテーション及びヒヤリングを実施し、その後の選定会議において評価を行ったものでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、小清水町字小清水658番地の4、一般財団法人ふれ愛こしみず理事長佐藤智氏を引き続き指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、ご提案申し上げるものでございます。

次に31ページをご覧ください。

議案第73号浜小清水公民館の指定管理者の指定につきましては、平成21年度より指定管理者制度による施設の管理運営を行っておりますが、同じく本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となりますことから検討を行った結果、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し引き続き、浜小清水公民館管理運営協議会を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、小清水町字北斗50番地の4、浜小清水公民館管理運営協議会会長新村等氏を指定管理者として指定することについて、ご提案申し上げるものでございます。次に32ページをご覧ください。

議案第74号小清水野球場の指定管理者の指定につきましても、同じく平成21年度より指定管理者制度による施設の管理運営を行っておりますが、本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となりますことから検討を行った結果、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し引き続き、小清水町軟式野球連盟を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、小清水町字小清水186番地、小清水町軟式野球連盟会長橋芳和氏を指定管理者として指定することについて、ご提案申し上げるものでございます。

指定の期間については、いずれも平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第72号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第6回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前11時33分）